

平成30年度ワークショップ型共同研究留学生派遣特別プログラム 募集要項

ワシントン大学派遣プログラム

I. 概要

ワシントン大学で行われるワークショップ型共同研究留学生派遣特別プログラム(以下「本プログラム」という。)における派遣学生を下記により募集します。

1. プログラム概要

留学先大学 : 米国・ワシントン大学(ワシントン州シアトル市)

留学期間 : 平成31年2月19日(火)～平成31年3月1日(金) 約2週間

※日本出発日2月18日(月)、米国出発日(帰国)3月2日(土)、日本到着日3月3日(日)の予定

内容 :

- 理系の正規授業聴講、アントレプレナーシップフォーラム、現地学生・研究者との交流を通じた米国での大学院生活の疑似体験
- ボーイング社、ワシントン大学研究施設(Friday Harbor Laboratories)等の訪問(予定)
- 自分の研究分野にあったワシントン大学教授陣からの指導、研究発表及びアントレプレナーシップ実践セミナー(予定)

募集人員 : 15名(最小催行人数7名)

2. 応募から出発までのスケジュール

年	月	日 等	項目
平成30年	11月	9日(金)17:00	オンライン登録期限
		26日(月)～27日(火) 16:30～19:00	面接選考
	12月	3日(月)16:30～19:00	面接選考
		10日(月)	学内選考合格者決定
		21日(金)	第1回オリエンテーション
平成31年	1月	15日(火)	第2回オリエンテーション
	2月	4日(月)	第3回オリエンテーション
		18日(月)	渡航
	3月	3日(日)	帰国
	8月	上旬	COLABS研修発表会(ポスター発表)

※第1～3回オリエンテーション 場所:川内北キャンパス講義棟A203 時間:18:30～20:30

II. 応募条件

1. 応募資格

応募資格者は、次の全てを満たす者とする。

- (1) 下記の研究科に在籍又は進学予定(プログラム参加時に進学決定)の学生
対象研究科: 理学、医学系、歯学、薬学、工学、農学、情報科学、生命科学、環境科学、医工学
又は医学部、歯学部、薬学部の6年制課程に在籍する4年生以上の学生で、大学院レベル相当の学力を有すると担当指導教員が認める者
- (2) 専門分野に関し、留学先大学において研修を行い高等教育を受けるに十分な英語能力と健康状態を有し、留学による単位を取得できる見込みのある者
- (3) 留学期間終了後本学に戻り学業を継続し、博士(前期・後期)課程の修了年限を延長することなく当該課程を修了できる見込みのある者
- (4) オリエンテーションを含むプログラムの全工程に参加する者(一部日程の不在や欠席は認めない)

2. プログラム修了要件

- (1) ワシントン大学において課題研修として4ECTS(※)相当(=総研究時間100時間程度)の研修等に

取り組むこと。

※ECTS: European Credit Transfer System 欧州単位互換制度

- (2) 研修報告書(英文A4判3頁程度)を提出すること。
- (3) COLABS研修発表会でポスター発表参加をすること。
- (4) 本プログラムに関する単位を所属部局にて認定されること。
所属部局における単位認定については、必ず所属部局の教務担当教員等に確認してください。

III.応募方法

1. オンライン登録

応募書類の提出に先立ち、以下によりオンライン登録を行ってください。

(1) 登録方法

グローバルラーニングセンターHP>申請フォーム>COLABS特別プログラム オンライン登録

➤ <http://www.insc.tohoku.ac.jp/japanese/registration/>

(2) 登録期限: 平成30年11月9日(金) 17:00

期限内にオンライン登録を行わなかった場合、応募書類は受け付けません。

2. 応募書類の提出

(1) 応募書類

応募書類等	様式	備考
① 候補者調書	所定	
② 指導教員等の推薦状	-	修業年限内での学位取得の見込み、英語能力を含む。
③ 学業成績証明書	-	大学入学以降のものすべて。大学院生は、学部の成績証明書も提出すること。
④ 学業成績評価係数計算表		
⑤ 語学能力証明書の写し	-	提出できる証明書がない場合は、上記②の推薦状において留学先機関における研究に支障がない程度の語学力を有している旨が記載されていること。
⑥ パスポートの写し	-	パスポート未取得の場合はプログラム申込前にパスポート申請手続きを済ませること。プログラム申込期日までにパスポートの受け取りが間に合わない場合は、パスポートを申請したことのわかる受領票(受領証)を提出すること。
⑦ 誓約書	所定	2部作成し、1部を提出し、もう1部は各自保管すること。
⑧ 研究概要	所定	ワシントン大学において指導・助言を受けたい研究内容の概要を、英語300語程度でまとめること。 発表に供する研究内容については、必ず、所定様式の署名欄への署名により指導教員の承諾を得ること。

[様式ダウンロード]

上表中の所定様式は、下記ウェブサイトからダウンロードし作成のこと。

➤ http://www.insc.tohoku.ac.jp/japanese/studyabroad/graduate/colabs_special/application/

[提出書類作成上の留意事項]

- 提出書類は全て A4 判に統一すること。
- 提出書類一式の**原本 1 部(ホッチキス止めしない)及び写し 3 部(ホッチキス止めする)の計 4 部**を提出すること。

(2) 応募書類提出方法

所属部局(学部・研究科又は学科・専攻)の担当係まで応募書類を提出してください。

応募書類提出期限: 11月上旬頃

※ 部局により異なりますので、必ず所属部局担当係に確認してください。

IV. 選考・結果通知

(1) 選考

本プログラムの派遣候補者の選考は、提出書類の書類審査(第一次審査)及び面接審査(第二次審査)により行います。第二次審査日時は、第一次審査に合格した者に別途通知します。

学内選考の結果通知

平成30年12月10日(月)以降に、所属部局担当係を通じてお知らせします。

V. 留学経費等

(1) 経費負担

ワシントン大学における授業料、各種手数料は東北大学が全額負担します。そのほかにかかる経費(航空券、宿泊費、食費、パスポート及びESTA申請費用、研究発表時のポスター制作費用等)は参加学生の自己負担とします。

(2) 奨学金・渡航支援金

本プログラムによる派遣候補者に選考され、かつ独立行政法人日本学生支援機構(以下、「JASSO」という。)の定める受給条件を満たしている者に支給します。

一奨学金: 8万円

対象者: 日本国籍を有する者または日本の永住資格を有する者で、学業、人物ともに特に優秀である者。原則として、前年度の成績評価係数が2.30以上の者。前年度の成績評価係数が2.30未満の場合又は前年度の成績が判明していない等により、成績評価係数で表すことができない場合も、奨学金支給対象者として認められる可能性があります。

一渡航支援金: 16万円

対象者: 上記奨学金支給対象者の条件を満たし、且つ、家計支持者の所得金額(父母共働きの場合は父母の合算額)が以下の金額である者。

給与所得のみの世帯	年間収入金額(税込)が300万円以下
給与所得以外の所得を含む世帯	年間所得金額(必要経費等控除後)200万円以下

※「所得税法上、父母等の扶養親族でない者」、「父母等と別居している者」、「申請者本人(配偶者があるときは、配偶者を含む。)に収入があり、その収入について所得申告がなされ、所得証明書が発行される者」のすべてに該当する者は、独立生計者に認定されます。独立生計者の家計基準も世帯の所得金額で判断します。

下表に記載の提出書類により、渡航支援金支給対象者の条件を満たしているかを判断しますので、対象者は合格発表後速やかに所属部局担当係に自身に該当する書類を提出してください。書類の提出期限は、必ず所属部局担当係に確認してください。

対象	証明書類	確認事項等
① 給与所得	源泉徴収票の写し	[給与所得のみの世帯]源泉徴収票の「支払金額」欄を確認 [給与所得以外の所得を含む世帯]源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」欄を確認
② 給与所得以外の所得を含む世帯	確定申告書(第一表と第二表)(控)の写し	確定申告書(控)の「所得金額」欄を確認 ※1)郵送や持参により確定申告を行っている場合は、確定申告書(第一表と第二表)(控)の写しは、税務署の受付印があるものを提出のこと。 ※2)税務署の受付印がない場合は、確定申告書の写しのほかに、併せて区町村役場発行の「所得証明書」を提出のこと。 ※3)電子申告(e-Tax)により確定申告を行っている場合は、確定申告書の写しのほかに「受信通知」又は「即時通知」のコピーを提出のこと。

③平成29年中の所得がない場合	市町村役場発行の所得証明書(コピー可)	
④独立生計者の場合	[対象:全員] 市町村役場発行の所得証明書(コピー可) ※配偶者があるときには配偶者分も含む	上記の「世帯の所得金額基準」を満たしており、かつ、申請者本人の合計所得金額が38万円を超えているかを確認のこと。配偶者があるときには、申請者本人と配偶者の合計所得金額を確認のこと。
	[対象:全員] 申請者本人及び父母等の住民票(世帯全員分)	申請者本人と申請者(及び配偶者)の父母等の住所が異なることを、住民票(世帯全員分)により確認のこと。 ※1)渡航支援金申請時に父母等と別居している必要がある ※2)住民票は、申請前2か月以内に発行されたものに限る(コピー可)
	[対象:全員] 独立生計者収入・支出確認書(様式R-2)	様式R-2に世帯の収入・支出状況を記入の上、提出のこと。
	[対象:奨学金受給者] 平成29年度(平成29年4月～平成30年3月)に申請者本人が受給した奨学金総額を証明する書類の写し	平成29年度の奨学金の受給総額が103万円を超えることが確認できること。 ※1)「市町村役場発行の所得証明書」において、申請者本人の合計所得金額が38万円以下の者で奨学金を受給している者のみ対象 ※2)証明書類は、奨学金支給団体が発行するものに限る。奨学金の名称、奨学金 受給期間、受給金額が記載されている書類の写しを提出のこと。 *機構の貸与型奨学金(第一種・第二種)の受給者は「奨学金貸与証明書」や「貸与額通知書」を提出 ※3)奨学金は、給付型、貸与型を問わない。
	[対象:預貯金切崩者] 生活費の出し入れに使用している預貯金通帳の「口座名義人」と「直近3か月分程度 記帳部分」	3か月分支出額の平均から算出される12か月分支出額が103万円を超えることを確認できること。 ※「市町村役場発行の所得証明書」において、申請者本人の合計所得金額が38万円以下の者で預貯金を切り崩して生活している者のみ対象

※家計支持者について、父母がいる場合は父母双方、父母がいずれかの場合はその片方、父母がいない場合は家計を支えている者が該当します。父母がいる場合は、所得の有無を問わず父母双方の書類を提出してください。

※複数の収入がある場合は、それぞれ該当する証明書を全て提出してください。

※家計支持者が海外勤務の場合は、給与明細書(平成29年1～12月分)のコピーにより、「総支給額(支払総額) (税込)を確認してください。日本円以外の通貨の場合は、書類 提出時の外国為替レートで円換算してください。円換算時に使用した外国為替レートについても、引用先の写しを提出してください。

<奨学金・渡航支援金の留意事項>

他の団体等から奨学金等を受給している場合には、当該奨学金の定めによりJASSOの奨学金を受給することができない場合があります。例えば、日本学術振興会特別研究員やリーディング大学院奨励金受給者はJASSO奨学金を受給することができません。本プログラムへの応募に際しては、必ず、受給中の奨学金等のルールを確認してください。

(3) 海外旅行保険料

プログラムの参加が決定した場合は、留学中の万一の事故・病気・ケガ等に対応するために、必ず本学指定の「学生教育研究災害傷害保険付帯海外留学保険」(付帯海学)に加入していただきます。なお、保険料は自己負担です。付帯海学へ加入するためには、学生教育研究災害傷害保険(学研災)に加入済みである必要があります。学研災に未加入の学生は、合格発表後速やかに学生支援課生活支援係(川内北キ

キャンパス)で加入手続きを済ませてください。

VI. その他

(1) 留学中の本学における学籍上の身分

本プログラムによる派遣中の学籍上の身分については、所属学部・研究科が定める身分となります。

(2) 合格の取り消し

本学の学内選考に合格しても、次の場合は派遣できません。

- ①派遣先大学の入学許可が得られなかったとき。
- ②派遣先大学への応募書類の提出の段階で応募資格を満たす見込みがないとき。
- ③派遣先大学の募集人員が減ったとき。
- ④参加人数が本プログラムの最小催行人数を割り込んだとき。
- ⑤健康を害し、派遣先での修学に困難があるとき。
- ⑥「COLABS派遣プログラム誓約書」の記載事項を守れないとき。
- ⑦その他、留学が適当でないと認められるとき。

(3) 不測の事態等による派遣の中止・中断

プログラムへの参加を辞退する場合、「VI.その他(2).合格の取り消し」に該当する場合、またはテロ・自然災害等不測の事態が発生し大学の判断で派遣を中止・中断する場合は、理由を問わず、派遣前・後に発生した一切の費用(キャンセル料や、中断の場合の帰国旅費を含む)は参加学生個人が負担することとし、大学には請求できません。

(4) ワシントン大学における指導教員

各自の専門分野の研究内容に関して詳細な指導・助言を得る教員及び研究室等については、本プログラムへの参加決定後、プログラム開始前までに、学生の研究内容にあわせてワシントン大学教員が決定します。

※ ワシントン大学において、指導教員のマッチングが適わなかった場合には、専門分野についての指導・助言を得る機会が限られる可能性があります。

(5) 入学手続き及び渡航手続き等

プログラム参加決定後に行うオリエンテーション等で説明します。渡航・帰国は本学が指定した航空便を利用した団体渡航・帰国となります。単独渡航・帰国は認められません。